

山口県報

平成23年
7月12日
(火曜日)

目 次

○ 条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一

山口県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例……………二

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………三

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（山口県港湾施設管理条例の一部改正）

第一条 山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十四条の三第六項」を「第五十四条の三第七項」に改める。

（過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

（山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第十八号の九⁽⁵³⁾及び⁽⁵⁴⁾を削り、同号⁽⁵⁵⁾中「⁽⁵⁴⁾」を「⁽⁵²⁾」に改め、同号⁽⁵⁵⁾を同号⁽⁵³⁾とする。

附 則

この条例は、平成二十三年八月二日から施行する。

山口県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十九号

山口県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

山口県地方港湾審議会条例（昭和四十九年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「管理する」の下に「国際拠点港湾、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の四を次のように改める。

一の四 地方自治法第二百九十五条の規定による条例の設定をすること。

山口市及び柳井市

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十一号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金の項中「生徒」の下に「又は東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により就学が困難となつた幼児、児童若しくは生徒」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡三軒屋町」の下に「、小郡金堀町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十三年七月十二日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁